

平成29年1月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 平成29年1月11日（水）午後3時01分から午後3時51分まで
- 2 開催場所 保健福祉センターなわ
- 3 出席委員 (27人)

会長	29番	中川 幸應			
委員	1番	尾崎 幹男	14番	大原 広巳	
	2番	村上 茂夫	15番	高虫 秀樹	
	3番	川上 英章	16番	馬田 雄一郎	
	4番	入江 英之	18番	尾古 礼隆	
	5番	岡田 幸正	19番	片山 良孝	
	6番	田中 喬	20番	高見 昌治	
	7番	前田 繁昌	21番	岸本 耕二	
	8番	岩波 宏承	23番	黒見 憲治	
	9番	枝谷 凱之	24番	米澤 誠一	
	10番	片桐 研二	25番	遠藤 幸子	
	11番	原 祥二郎	26番	吹野 正幸	
	12番	伊澤 卓司	27番	森田 信也	
	13番	徳永 健	28番	遠藤 光則	
- 4 欠席委員 (2人) (17番 田中 祥二、22番 籠津 文彦)
- 5 遅刻委員 (2人) (7番 前田 繁昌、24番 米澤 誠一)
- 6 議事録署名委員の決定 (7番 前田 繁昌、8番 岩波 宏承)
- 7 会務報告 (別紙)
- 8 議事日程
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
 - 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について
- 9 報告事項
 - (1) 賃貸借の解約について
 - (2) 勧告対象農地の決定と勧告書の送付について
 - (3) その他
- 10 その他
 - (1) 定例会の日程について
 - (2) その他

11 農業委員会事務局職員

事務局長	田中延明
主任	山根圭
事務補助員	山根江利子

1 2 会議の概要

事務局 そういたしますと、議長さんのご挨拶で始めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長 皆さん、こんにちは。新年、明けましておめでとうございます。大山町の農業が、この一年、より一層の飛躍と発展の年となりますようここに祈念を申し上げます。

また、本日は新年の大変お忙しい中を1月の大山町定例農業委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。農業委員の皆様には本年も農業委員会の業務等につきまして、ご協力いただきますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

尚、本日の定例会閉会後に農地中間管理事業等につきまして、研修会を計画しておりますので、本日の定例会がスムーズに進行いたしますよう、委員全員の皆様のご協力をいただきますよう何卒よろしくお願ひを申し上げます。

議長 本日の出席委員でございますが、17番委員さんと22番委員さんは欠席届が出ておまして欠席でございます。それと、7番委員さんと24番委員さんは、マイナンバーの書類を取りに帰られたということで、ちょっと遅れるということでございます。従いまして、29名中25名の出席ということになります。大山町農業委員会会議規則第2章第5条によって、委員の過半数の出席によって本日の定例会の会議が成立したことを、ここに宣言をいたします。

続きまして、議事録署名委員の決定でございますが、7番委員さんと8番委員さん、お二人の方、よろしくお願ひをいたします。

議長 続きまして、会務報告に入らせていただきたいと思えます。事務局の説明をよろしくお願ひします。

事務局

【その他】

- (12月 5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
- ・アグリスタート研修生就農準備状況確認会について。
- (12月 9日) ・12月委員会案件現地調査について。
- ・12月定例農業委員会について。
- ・農委積立研修企画委員会について。
- (12月13日) ・担い手機構貸借希望地現地確認（H27意向分）について。
- ・遊休農地の再生事業に係る市町村及び農業委員会担者会議について。
- (12月16日) ・農委積立研修企画委員会について。

- (12月19日) ・勧告対象農地担い手機構事前協議について。
- ・大山町農業再生協議会幹事会について。
- (12月21日) ・第9回鳥取県農業会議常設審議委員会について。
- (12月22日) ・第4回農地中間管理事業推進チーム会議について。
- (12月26日) ・大山町農業再生協議会総会について。
- ・大山地区農業相談日について。相談件数なし。
- ・農地情報公開システムフェーズ2への移行説明会について。
- (12月27日) ・勧告対象農地決定に係る4役会について。

議長 会務報告が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙)

議長 ないようですので5番の議事日程に入らせていただきます。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局 はい、失礼します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号1番、土地の所在は〇〇〇〇〇△△△外3筆、譲渡人、〇〇町〇〇△△番地、□□□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△番地、◇◇◇◇さん、こちら売買で10a当たり※万※千※百※円と伺っております。番号2番、〇〇〇〇〇〇△△△、譲渡人、〇〇町〇〇△△△番地、□□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△△番地、◇◇◇◇さん、こちらも売買で10a当たり※※万円と伺っております。

(24番委員、3時10分着席)

番号3番、〇〇〇〇〇〇〇〇△△△-△外1筆、譲渡人、〇〇県〇〇市〇〇〇△丁目△番地△、□□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△番地△、◇◇◇◇◇さん、こちら〇〇〇〇〇〇△△△-△につきましては、地目は山林ですけども現況は畑となっております。こちら売買で10a当たり※※万円と伺っております。番号4番、〇〇〇〇〇△△△△外1筆、譲渡人、〇〇町〇〇△△△△番地、□□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△△番地、◇◇◇◇◇さん、こちらは贈与と伺っております。番号5番、〇〇〇〇〇〇△△△△-△△△外2筆、譲渡人、〇〇町〇〇〇△△△△番地△△△△、□□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△△番地△△△△、◇◇◇◇◇さん、こちらも贈与と伺っております。番号6番、〇〇〇〇〇△△△△外6筆、譲渡人、〇〇町〇〇△△△番地、□□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△番地、◇◇◇◇◇さん、こちら売買で全体で※※※万円と伺っております。

(7番委員、3時12分着席)

番号7番、〇〇〇〇〇△△△△、譲渡人、〇〇町〇〇△△△番地、□□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△番地、◇◇◇◇さん、こちら贈与と伺っております。番号8番、〇〇〇〇〇△△△-△、譲渡人、〇〇町〇〇△△△番地、□□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△番地、◇◇◇◇さん、こちらも贈与と伺っております。番号9番、〇〇〇〇〇△△△-△、譲渡人、〇〇町〇〇△△△番地、□□□□□さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△番地、◇◇◇◇さん、こちらも贈与と伺っております。

いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思えます。番号1番と2番と6番について、5番委員さん、よろしくお願いします。

5番委員 5番です。1番の農地ですけれども、これは従来、◇◇さんが借りておられた農地で、きれいに耕作されておりました。問題ないと思えます。2番の〇〇の農地ですけれども、これは入り合い田になっておりました、隣の◇◇さんが耕作されてきれいに耕耘されておりました。これも問題ないんじゃないかと思えます。6番の農地ですけれども、〇〇の農地につきましては、きれいに耕作されておりました。それから〇〇のぶんにつきましては、芝等が植え付けしてあり、これも何ら問題ないんじゃないかと思いたしたので、よろしく審議の程、お願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして番号3番と5番について、23番委員さん、よろしくお願いします。

23番委員 失礼します。23番です。今日午前9時から、9番委員、5番委員、◎◎局長、◎◎さんと5人で現地確認しましたので報告をさせていただきたいと思えます。番号3番の〇〇の農地2筆であります、いずれも耕耘されており適切に管理されているというふうにかんがえました。番号5番の〇〇〇〇の農地3筆でございますが、上の△△△と△△△についての2筆は芝が植え付けられておりました。もう一つ△△△の農地でありますけれども、野菜が収穫された後でありましたが、いずれも農地として適切に管理されているというふうにかんがえています。よろしくご審議の程、お願いします。

議長 はい、ありがとうございます。続きまして番号4番と7番と8番と9番について、9番委員さん、よろしくお願いします。

9番委員 9番です。午前中、現地確認に参ってまいりました。4番の〇〇の件ですけれども、これは芝がきちんと植えてあって何ら問題はないと思えました。それから7番8番9番については、以前に梨の木が植えてありましたが、今は伐採がしてありますけれども、きれいに今度は根っこを取って畑にするということで何ら問題はないと思って帰りました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございます。現地確認の状況の説明が終わりました。ここ

で皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙)ないようですので、採決のほうに入らせていただきたいと思います。

7番から9番については4番委員さんがおられますので、それを除いた1番から6番までの採決をしたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

(4番委員 退室)

議長 続きまして、番号7番8番9番の採決をいたしたいと思います。
賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数で可決承認となりました。

(4番委員、入室)

議長 続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局 はい、失礼します。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めます。

番号1番、土地の所在は〇〇〇〇△△△-△、譲渡人、〇〇県〇〇市〇〇△△△番地の△△、■■■■さん、譲受人、〇〇町〇〇△△△番地△、有限会社 ◆◆さん、こちら転用目的は宅地造成となっております。こちらの農地は今年の8月にこの定例会の中で審議いただいて承認いただきました、鳥取県中海圏域地方拠点都市地域基本計画におきまして、拠点地区に指定されまして具体的な計画ということで大山地区の整備計画として計画されたものの案件になります。8月にも説明させていただきましたけれども、先程の中海圏域の計画に位置付けられることによりまして、民間事業者さんでの宅地造成のみの転用というものが可能となっております。今回の農地は300m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地ですので第3種農地に該当いたします。8月に転用案件がありました名和と今回のこの◆◆◆さんの大山のぶんで、具体的に整備計画として策定されたところの転用申請は終わりますけれども、今後もしこのような形で民間業者さんでの宅地造成のみの転用がされるということになりますと、町の方が整備計画を策定されまして、それを承認いただいてからでの転用申請という今後の流れになります。次のページから位置図並びに先程言いました大山地区の整備計画、図面等を付けておりますのでご覧下さい。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ここで現地確認の状況の説明をお願いしたいと思えます。番号1番について、5番委員さん、よろしくお願いします。

5番委員 5番です。1番、〇〇の農地ですけども、住宅と住宅の間にある農地でして、現状は柿の木が植えてありましたけども、何ら問題ないんじゃないかと思って帰りました。よろしく審議の程、お願いします。

議長 はい、ありがとうございます。現地確認の状況の説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙)ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局 はい。8ページ目からになります。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。ここで皆さんの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙)ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、を上程いたします。事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局 はい、失礼します。議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。ここで皆さ

んの方で何か質問等がございますでしょうか。(沈黙) ないようですので、採決のほうに入らせていただきたいと思います。

議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、を採決いたします。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。賛成多数で可決承認となりました。

議長 続きまして6番の報告事項に入らせていただきます。

(1) 番の賃貸借の解約について、は後程見ていただいたら結構かな、というふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。

(2) 番の勧告対象農地の決定と勧告書の送付について、を事務局の説明をよろしくお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。議案とは別に一枚ものをお配りをしております。勧告農地一覧という表題のものですが、これをご覧いただきたいと思います。先程、経過につきましてはご説明をいたしました。この勧告というのは担い手機構さんと農地の貸し借りを協議をして下さいというものを、所有者に勧告書という形でお出しするというものですが、これに関しまして皆さんに色々、農地の所有者さんの所に訪問いただいて色々なお話をさせていただきました。その結果、最後の最後まで自主的に「担い手機構に、それじゃあ貸しましょう」とか、あるいは「自分で今すぐ農地をきれいにします」とか、あるいは「農業委員会に借り手をお任せします」というようなお返事がいただけなかった方ということで、この9筆に関しまして4役会に一任をいただきました。権限に基づきまして決定をしていただいて、会長名でこの所有者の皆さんに勧告書を12月の28日付で郵送をいたしました。結果、この9筆の農地につきましては、前々から言っておりますように、1月1日現在で勧告がしてあるかしていないかで、この対象農地の固定資産税が課税強化されると、ざっと1.8倍に上がるというような形になります。これに関しましては、既に担い手機構さんに対しましても、この農地に対して勧告をいたしましたということで、本人さんにも勧告書をお送りしましたが、担い手機構さんにも既に公文書で通知をしているというものでございます。本来ですと、この場で皆さんに協議をいただいてという流れが本来の姿ではありますが、12月の時に、1月1日を超えるか超えないかで非常に大きな違いが出てまいりますので、一任いただいたということで、改めてここでご報告をさせていただくということでございます。よろしくお願いします。

議長 はい。今、事務局の方から説明がございましたが、4役で協議されまして、9筆について勧告ということになりましたので、一つご了解のほど、よろしくお願いします。

続きまして（3）番のその他ですが、皆さんの方で何かございますでしょうか。（沈黙）事務局の方はその他で何かございますか。

事務局 特には。
議長 はい。

議長 それでは7番のその他に入らせていただきます。

（1）番ですが、定例会の日程について、2月の10日、金曜日、午後3時より、場所を元に戻しまして大山町役場の大山支所の会議室にて開催をいたします。よろしく願いをいたします。

（2）番のその他ですが、皆さんの方で何かございますでしょうか。（沈黙）ないようですので事務局の方で何かございますか。

事務局 【その他】
・農委積立研修について。

議長 研修旅行につきましては、よろしく願いしたいというふうに思います。出来れば多くの皆さんに参加していただければなというふうに思いますので、またご都合を付けていただいて参加してやって下さい。その他、皆さんの方で何かございますでしょうか。（沈黙）ないようですので事務局の方で何か。

事務局 ありません。

議長 その他のほうで、12月の定例会でも提案をいたしました。新制度での農業委員・推進委員の具体的な選出方法について、というのは話をしておりましたので閉会后に話しをさせていただいたら、というふうに思います。よろしくお願ひします。

それでは、その他のほうで提案がないようでございますので1月の定例会はこれにて閉会といたします。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会長 中川 幸應

議事録署名委員 前田 繁昌

議事録署名委員 岩波 宏承

: 備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。